

逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式 実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、逸見総合管理センター水運用運転管理業務（以下「運転管理業務」という。）を実施するに当たり、より一層の効率化を図るため、運転管理業務の受託を行い得る能力を有する民間事業者のうち、特に業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続き等について定める。

(委託業務の範囲)

第2条 委託実施場所は、横須賀市西逸見町2丁目10番地 逸見総合管理センター他14か所（別紙1のとおり。）とする。

2 運転管理業務の概要は、次に掲げるとおりとする。ただし、詳細は、逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）並びに逸見総合管理センター水運用運転管理業務特記仕様書、水質計器維持管理業務特記仕様書、自動水質監視装置維持管理業務特記仕様書及び膜ろ過設備維持管理業務特記仕様書（以下「特記仕様書」と総称する。）に示すものとする。

- (1) 短期水運用
- (2) 各種データ管理
- (3) 電気計装設備監視操作
- (4) 水運用（複数の配水池系統を統合的に運用管理することをいう。以下同じ。）システム管理
- (5) 逸見総合管理センター内管理
- (6) 空調設備管理
- (7) 他事業体関連
- (8) 膜ろ過設備の監視操作
- (9) 配水池等施設監視装置の端末装置監視
- (10) 自動水質監視装置のデータ監視
- (11) 水質計器維持管理
- (12) 自動水質監視装置維持管理
- (13) 膜ろ過設備維持管理
- (14) その他異常時における一次対応及び局職員の指導による作業等

3 受託従事者の勤務体制は、次に掲げるとおりとする。

(1) 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

従事時間		従事人数
毎日	0時00分～24時00分	常時2名以上

(注) 従事時間のうち土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から1月3日までの日を除いた日（以下「平日」という。）の8時30分から8時45分まで及び16時45分から17時00分までの間は、上下水道局担当者との業務打合せ時間とする。

(2) 受託従事者の主たる従事場所は、逸見総合管理センター中央管理室とする。

(プロポーザルの評価機関)

第3条 プロポーザル実施のため、水道事業及び公共下水道事業業務委託事業者選定委員会条例により横須賀市浄水場運転管理等業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

2 選定委員会は、横須賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）からの諮問を受け、逸見総合管理センター水運用運転管理業務を受託する事業者（以下「受託事業者」という。）の選定に関してプロポーザルにより審議する。

(プロポーザルの参加募集等)

第4条 管理者は、インターネットで閲覧に供する方法により、プロポーザルに参加する事業者を募集する。

(プロポーザルの参加資格)

第5条 プロポーザルに参加できる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 横須賀市契約規則（平成19年横須賀市規則第22号）第4条の規定に該当すること。
- (2) 平成27年度横須賀市競争入札参加資格者名簿(業務委託)の業種「施設運転管理」に登録されている業者であること。
- (3) 横須賀市工事請負業者指名停止規則（平成22年4月1日制定）に基づく指名停止期間でないこと。
- (4) 元請負者として、日量30,000立方メートル以上の配水能力を有する水運用管理システムの運転管理実績が過去5年以内にあること。
- (5) 次の要件を満たす者が在籍していること。
 - ア 水道技術管理者の資格を有する者
 - イ 電気工事士の資格を有する者
 - ウ 情報処理技術者の資格を有する者
 - エ 第三級陸上特殊無線技士以上の資格を有する者
 - オ 浄水場等の施設その他送配水システムにおける3年以上の運転管理の実務経験を有する者

(プロポーザルの参加申込み)

第6条 プロポーザルへ参加を申し込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、プロポーザル方式参加申込書（第1号様式。以下「参加申込書」という。）を別に定める期限までに管理者に提出しなければならない。

2 前項の参加申込みに当たっては、参加申込事業者は、前条第4号及び第5号の条件を証明できる書類を参加申込書に添付し、管理者に提出しなければならない。

3 参加申込書等の提出方法は、ファックスとする。

(資格審査及び審査結果の通知)

第7条 管理者は、参加申込事業者から提出された参加申込書及び各条件を証する書類に基づき、参加申込事業者のプロポーザル参加資格を審査する。

2 管理者は、前項の審査の結果、参加申込事業者がプロポーザルの参加資格を有しないと認められる場合は、プロポーザル方式参加資格審査結果通知書（第2号様式）により、当該参加申込事業者にプロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

(プロポーザル参加要請)

第8条 管理者は、前条第1項の審査の結果、プロポーザルの参加資格を有すると認められる事業者（以下「参加事業者」という。）に対し、プロポーザル方式参加要請書（第3号様式。以下「参加要請書」という。）を送付し、プロポーザルへの参加を要請する。

2 管理者は、参加事業者に対し、参加要請書の送付と併せ、本逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式実施要領（以下「実施要領」という。）、次に掲げる項目等を明記した逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式実施説明書（以下「実施説明書」という。）、仕様書及び特記仕様書を交付する。

- (1) プロポーザルの目的等
- (2) 委託の期間及び契約等に関する事項
- (3) 委託金額の上限
- (4) プロポーザルのスケジュール
- (5) 業務提案書の作成及び提出方法等
- (6) プロポーザルに係るヒアリング等
- (7) プロポーザルの選定方法及び審査基準に関する事項
- (8) 選定結果の通知
- (9) 非選定結果の説明要求等
- (10) 委託業務の内容
- (11) その他の必要事項
(プロポーザル)

第9条 参加事業者は、実施要領及び実施説明書に従い、次に掲げる項目について、業務提案書及び各資料を作成し、管理者に提出しなければならない。

- (1) 会社概要
- (2) 財務状況(直近2か年の貸借対照表及び損益計算書)
- (3) 労働条件規約証明書(写し)
- (4) 賠償保険加入証明書
- (5) 水道事業に対する会社の取り組み
- (6) 水道事業体における水運用管理システムの運転管理に関する受託実績
- (7) 技術者及び有資格者一覧
- (8) 逸見総合管理センターの水運用運転管理業務に関する考え方
- (9) 仕様書及び特記仕様書に基づく業務の考え方
- (10) 業務に従事する予定の技術者の資格
- (11) 緊急事態発生時の体制及び対応方法
- (12) 運転管理業務に関する新たな技術提案について

2 管理者は、参加要請書送付後、参加事業者に対し、期日を指定し、運転管理業務マニュアル等の業務提案書作成に必要な資料等の閲覧及び現地施設見学を実施する。

3 プロポーザルに係る閲覧資料の閲覧場所及び見学場所は、逸見総合管理センター及び走水水源地（膜ろ過設備、水質計器及び自動水質監視装置）とする。

4 参加事業者は、業務提案書を実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。この場合における提出場所は、横須賀市西逸見町2丁目10番地 横須賀市上下水道局技術部浄水課とする。

- 5 業務提案書は、原則としてA4版サイズの書類で日本語により作成するものとし、表紙（第4号様式）、目次及び頁番号を付け、参加事業者が持参して、提出しなければならない。ただし、USBメモリ等電子装置に使用する記憶媒体での提出は認めない。

（質問の受付）

第10条 参加事業者は、業務提案書の作成に当たって必要な質問をすることができる。この場合において、参加事業者は、業務提案書作成に係る質問書（第5号様式。以下「質問書」という。）を提出するものとする。

- 2 質問書は、実施説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。
- 3 質問書の提出方法は、ファックスとする。
- 4 管理者は、参加事業者から第1項の規定による質問を受けたときは、原則として質問者に対してのみ速やかに回答するものとする。

（プロポーザルの途中辞退）

第11条 参加事業者は、申出により何時でもプロポーザルの参加を辞退することができる。

- 2 プロポーザル辞退の申出は、プロポーザル方式参加辞退届（第6号様式。以下「参加辞退届」という。）を管理者あてに提出する方法により行うものとする。
- 3 参加辞退届の提出方法は、ファックスとする。

（プロポーザルの審査及び評価基準）

第12条 選定委員会は、業務提案書の内容等に関する参加事業者へのヒアリングを行った後、参加事業者からの業務提案について逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル審査基準に基づき審査する。

- 2 プロポーザルにおける評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、業務提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、従事者配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準として評価する。

（受託事業者候補の選定）

第13条 選定委員会は、審査を行ったプロポーザル参加事業者のうち、評価の得点が、あらかじめ定めた選定基準点以上の者を第1次候補として選定する。

- 2 管理者は、第1次候補として選定した事業者に対し、プロポーザル方式第1次候補決定通知書（第7号様式。以下「第1次候補決定通知書」という。）により第1次候補として決定された旨を通知する。
- 3 第1次候補に選定された事業者は、見積書を管理者に提出しなければならない。
- 4 前項に規定する見積書は、第1次候補決定通知書に定める提出期限までに提出しなければならない。この場合における提出場所は、横須賀市西逸見町2丁目10番地 横須賀市上下水道局技術部浄水課とする。
- 5 選定委員会は、次の手順に従い、受託事業者第1次候補の中から1の事業者を受託事業者候補に選定する。
 - （1）受託事業者第1次候補を対象として、見積合わせを行い、最低金額の事業者を選定する。
 - （2）前号の最低見積金額の事業者が2以上あるときは、当該事業者のうち、評価の得点が上位の事業者を選定する。
 - （3）前号をもってなお1事業者に決しないときは、前号の選定により残った事業者を対象

として、くじ引きを行う。

(プロポーザルの結果報告)

第14条 選定委員会は、プロポーザルの審査結果を管理者に報告する。

(受託事業者の決定及び通知)

第15条 管理者は、選定委員会から報告された答申に基づき、受託事業者とする事業者を決定する。

2 管理者は、受託事業者とする事業者に対し、速やかにプロポーザル方式選定結果通知書(第8号様式)により受託事業者に決定された旨を通知する。

(非選定結果の通知)

第16条 管理者は、受託事業者に選定されなかった参加事業者(以下「非選定事業者」という。)に対し、速やかにプロポーザル方式非選定結果通知書(第9号様式)により決定されなかった旨を通知する。

(非選定結果の説明)

第17条 管理者は、非選定事業者から非選定結果について説明を要求された場合に限り、その者についてのみ合計点及びその順位を書面で通知する。

2 非選定事業者は、前項の要求を行うときは、管理者に対し、実施説明書に定める期限までに書面により行わなければならない。

3 前項の規定による書面の提出方法は、ファックスとする。

(委託契約)

第18条 管理者は、横須賀市上下水道局契約規程(平成16年横須賀市上下水道企業管理規程第11号)に基づき、受託事業者と運転管理業務委託契約を締結する。

2 受託事業者との契約期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

ただし、受託開始日から円滑に業務を遂行できるように、上下水道局職員から業務の引継ぎを受けるものとする。この場合において、必要な経費は、受託事業者が負担するものとする。

3 受託事業者との契約金額は、受託事業者から提出された第13条第3項の見積書により、決定する。

4 運転管理業務委託の条件等は、受託事業者と協議のうえ、管理者が別に定める。

(プロポーザルにおける瑕疵)

第19条 プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類又は申告内容等に瑕疵があることが判明したときは、その瑕疵について選定委員会で審議のうえ、参加事業者の取扱いについて決定を行う。

2 選定委員会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加事業者に個別にヒアリングを行うことができる。

3 管理者は、選定委員会から参加事業者の瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なう恐れがあるという答申を得たときは、受託事業者の選定につき既に決定した事項を取り消すことができる。

(失格条件)

第20条 参加事業者及び受託事業者に、次に掲げる事由が生じたときは、プロポーザルの参

加資格又は受託事業者の決定を取り消す。

(1) 業務提案書作成に係る不正行為が認められたとき。

(2) 委託契約締結前に指名停止となったとき。

(次順位者の繰り上げ)

第21条 管理者は、受託事業者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生したときは、第13条第5項の規定に基づく上位の者から順に、業務委託についての交渉を行うことができる。

(事務の委任)

第22条 管理者は、プロポーザルに係る一切の事務について、所管課長等に委任することができる。

(事務局)

第23条 プロポーザルにおける事務局は、技術部浄水課に置く。

(プロポーザルの公表)

第24条 逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託のプロポーザルの実施等については、公表するものとする。

2 前項の公表は、インターネットを利用し閲覧に供する方法により行う。

別紙1（第2条第1項関係）

	委託実施場所	所在地
1	田浦配水池電気室	逗子市沼間6丁目17番
2	走水水源地	横須賀市走水1丁目2番1号
3	湘南国際村配水池	横須賀市湘南国際村3丁目1番1号
4	逸見総合管理センター	横須賀市西逸見町2丁目10番地
5	馬堀ポンプ所	横須賀市馬堀町4丁目13番1号
6	三浦分水津久井計器室	横須賀市津久井1丁目4番
7	池上ポンプ所	横須賀市池上7丁目24番1号
8	武ポンプ所	横須賀市武1丁目17番
9	大矢部ポンプ所	横須賀市衣笠町43番地10号
10	湘南国際村ポンプ所	横須賀市子安1丁目16号
11	六浦計器室	横浜市金沢区六浦町5丁目10番地
12	追浜浄化センター	横須賀市浦郷町5丁目2931番地
13	久里浜緑地	横須賀市神明町1番地
14	長井路上局	横須賀市長井4丁目4115番地
15	東浦賀2丁目公園	横須賀市東浦賀2丁目28番先

（あて先） 横須賀市上下水道事業管理者

上下水道局長 小 林 繁

住 所

法 人 名

代表者名

㊞

プロポーザル方式参加申込書

1 参加申し込み

先に案内がありました、逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式への参加を申し込みます。

つきましては、参加資格につき、審査いただきたくお願いいたします。

なお、今後、審査の内容及び結果その他プロポーザルに関して一切異議を申し立てません。

2 参加資格を証する書類

参加資格の証明として、次の書類を添付いたします。

（添付書類）

運転管理受託実績（契約書写し他）： _____ 枚

資格者要件： _____ 枚

その他の書類： _____ 枚

合計（この申込書を含めて）計 _____ 枚

3 連絡先等

(1) 担当者氏名及び役職 _____

(2) 担当者所属 _____

(3) 住 所 〒 _____

(4) 電 話 番 号 _____

(5) F A X 番 号 _____

平成27年（2015年） 月 日

様

横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 小林 繁

プロポーザル方式参加資格審査結果通知書

御社から、先に提出いただきました逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式参加申込みにおける御社の同プロポーザル方式参加資格について、審査結果をお知らせいたします。

御社につきましては審査の結果、残念ながら逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式への参加資格を有しないと認められました。

上記の結果ではありますが、今回のプロポーザル方式への参加の申込みをいただきましたことにつき厚く御礼申し上げます。

今後とも、本市上下水道事業にご理解とご協力をお願いいたします。

なお、参加資格審査に関するご質問がある場合は、参加資格に適合しないと認めた項目名に限りお答えしますので、下記にお問い合わせくださるようお願いいたします。

記

（問い合わせ先）

- 1 名称 横須賀市上下水道局技術部浄水課浄水管理係
- 2 所在 〒238-0046 横須賀市西逸見町2丁目10番地
- 3 電話 代表046-823-2125（内線78831）、直通046-822-2276
- 4 F A X 046-822-7894
- 5 担当者
- 6 時間 土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時まで

平成27年（2015年） 月 日

様

横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 小林 繁

プロポーザル方式参加要請書

御社につきましては、逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式の参加資格を審査した結果、参加資格を有すると認められましたので同プロポーザル方式への参加を要請いたします。

また、業務提案書提出時にヒアリング出席予定者をお知らせください。

同プロポーザル方式の手続き及び審査方法等については、以下の別添書類を参照してください。

なお、プロポーザル方式への参加申込後に、参加を途中辞退する場合は、別紙プロポーザル方式参加辞退届をファックスで横須賀市上下水道事業管理者あてに提出してください。

1 添付書類

- (1) 逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式実施要領
- (2) 逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式実施説明書
- (3) 逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託仕様書
- (4) 逸見総合管理センター水運用運転管理業務特記仕様書
- (5) 水質計器維持管理業務特記仕様書
- (6) 自動水質監視装置維持管理業務特記仕様書
- (7) 膜ろ過設備維持管理業務特記仕様書
- (8) 実施要領第4号～第6号様式

2 問い合わせ先

- (1) 名称 横須賀市上下水道局技術部浄水課浄水管理係
- (2) 所在 〒238-0046 横須賀市西逸見町2丁目10番地
- (3) 電話 代表046-823-2125（内線78831）、直通046-822-2276
- (4) F A X 046-822-7894
- (5) 担当者
- (6) 時間 土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時まで

逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託
プロポーザル方式

業 務 提 案 書

- 1 事業者名
- 2 提出日 平成 年 月 日
- 3 提出部数 12部

（通し番号 第 /12部）

平成27年（2015年） 月 日

（あて先） 横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 小 林 繁

業務提案書作成に係る質問書

この度、貴局が実施している逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式の業務提案に係る質問書を届け出ます。

（質問事項）

（連絡先等）

1 会社名及び担当者氏名 _____

2 住 所 〒 _____

4 電 話 番 号 _____

5 F A X 番 号 _____

平成27年（2015年） 月 日

（あて先） 横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 小 林 繁

住 所

法 人 名

代表者名

㊞

プロポーザル方式参加辞退届

この度、貴局が実施している逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式への参加を辞退したく、ここに届け出ます。

（連絡先等）

1 担当者氏名及び役職 _____

2 担 当 者 所 属 _____

3 住 所 〒 _____

4 電 話 番 号 _____

5 F A X 番 号 _____

平成27年（2015年） 月 日

様

横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 小林 繁

プロポーザル方式第1次候補決定通知書

逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式における参加事業者の各プロポーザルを厳正に審査した結果、御社を平成28年度からの横須賀市上下水道局逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託に係る第1次候補と決定いたしましたので、通知いたします。

また、見積書を平成27年 月 日までに提出してください。

(問い合わせ先)

- 1 名称 横須賀市上下水道局技術部浄水課浄水管理係
- 2 所在 〒238-0046 横須賀市西逸見町2丁目10番地
- 3 電話 代表046-823-2125（内線78831）、直通046-822-2276
- 4 F A X 046-822-7894
- 5 担当者
- 6 時間 土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時まで

平成27年（2015年） 月 日

様

横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 小林 繁

プロポーザル方式選定結果通知書

逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式における参加事業者の各プロポーザルを厳正に審査した結果、御社を平成28年度からの逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託に係る受託事業者と決定いたしましたので、通知いたします。

また、契約に係る詳細は、別途協議することといたします。

(問い合わせ先)

- 1 名称 横須賀市上下水道局技術部浄水課浄水管理係
- 2 所在 〒238-0046 横須賀市西逸見町2丁目10番地
- 3 電話 代表046-823-2125（内線78831）、直通046-822-2276
- 4 F A X 046-822-7894
- 5 担当者
- 6 時間 土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時まで

平成27年（2015年） 月 日

様

横須賀市上下水道事業管理者
上下水道局長 小林 繁

プロポーザル方式非選定結果通知書

逸見総合管理センター水運用運転管理業務委託プロポーザル方式における参加事業者の各プロポーザルを厳正に審査した結果、残念ながら御社につきましては受託事業者と決定しなかったことを通知いたします。

また、審査の結果、受託事業者と決定した事業者を下記のとおりお知らせいたします。

上記の結果ではありますが、今回のプロポーザル方式へ参加をいただきましたことに厚く御礼申し上げます。

なお、非選定結果について、平成27年 月 日 午後5時までに書面をもってファックスで提出された場合に限り、回答をさせていただきますのでご承知おきください。

記

1 受託事業者と決定した事業者

2 問い合わせ先

- (1) 名称 横須賀市上下水道局技術部浄水課浄水管理係
- (2) 所在 〒238-0046 横須賀市西逸見町2丁目10番地
- (3) 電話 代表046-823-2125（内線78831）、直通046-822-2276
- (4) F A X 046-822-7894
- (5) 担当者
- (6) 時間 土曜日、日曜日及び祝日を除いた日の午前8時30分から午後5時まで